

第 1 章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

豊島区では、これまで「豊島区スポーツ振興計画」（平成17年3月策定。以下、「前計画」）に基づき、様々なスポーツ施策を進めてきました。スポーツの持つ機能を生かし、性別や年齢、身体的条件、国籍などに関わらず、すべての人がいきいきと自分のさまざまな興味や関心に応じて、誰もがスポーツに取り組める環境づくりを推進し、この間、区民のスポーツ実施率は着実に向上してきました。

そうした中、昭和36年に制定された「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され、平成23年8月に「スポーツ基本法」が施行されました。また、少子高齢化の進展や単独世帯の著しい増加、区民のライフスタイルの多様化など、本区を取り巻く社会環境は、大きく変化しています。

このたび前計画の計画期間が平成26年度で終了したことから、これまでの取組を通じた成果と課題や、本区におけるスポーツの実態やニーズを踏まえ、スポーツ施策の一層の推進を図るため、本計画を策定します。

2 策定の背景

（１）国のスポーツ施策の動向

平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」に基づき、文部科学省が、平成24年3月に「スポーツ基本計画」を策定しています。「スポーツ基本法」では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」から始まり、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」としています。基本理念の中でも、地域の世代を超えた交流促進に寄与するスポーツの視点や、障害者スポーツの推進などが掲げられており、地域社会の中でだれもがスポーツに親しみ、楽しむためのスポーツ施策を推進することが求められています。

「スポーツ基本計画」では、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を目指す社会の姿として示しています。

（２）都のスポーツ施策の動向

東京都では、平成25年3月に、平成20年に策定した「東京都スポーツ振興基本計画」を改定し、「東京都スポーツ推進計画」を策定しました。この計画の基本理念は、『「スポーツの力をすべての人に」―誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむ、スポーツの力で人と都市が活性化する『スポーツ都市東京』を実現―』であり、スポーツの力で地域を活性化するという考え方が打ち出されています。

また、平成24年3月には、国をはじめ全国の都道府県で初の取組みとして「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定し、「障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ『スポーツ都市東京』を目指して」としています。

（３）２０２０年東京オリンピック・パラリンピックの開催

平成２５年９月に開かれた国際オリンピック委員会総会において、２０２０年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定しました。東京では１９６４年に夏季大会が開催されてから、実に５６年ぶりの開催となります。

オリンピック競技大会の開催は２０２０年ですが、２０１６年のリオデジャネイロ大会の終了後には、早々に文化プログラムが始まるとともに、逐次会場となるスポーツ施設が雄姿を現し、代表選考を兼ねた競技会が開催されるなど、急速に気運が高まってくることが想定されます。オリンピック・パラリンピックは、スポーツ施設やインフラ整備などのハード面だけではなく、代表選考競技会などの競技を観戦することから生じる運動への参加意欲の高まり、本格的なスポーツ実施への動機形成、競技運営へのボランティア意識の形成など、千載一遇の機会であり、効果的に活用していくことが求められます。

また、このオリンピック・パラリンピックが社会にもたらす価値のひとつに「レガシー（遺産）」と呼ばれる効果が指摘されています。オリンピック・パラリンピックの開催前は言うまでもなく、終了後においても、世界最高水準の競技を目の当たりにしたことから生じる運動への参加意欲の高まりがレガシーとして未来の世代に受け継がれていくことが期待されます。

平成３６年（２０２４年）までを計画期間とする本計画は、計画期間の半ばにオリンピック・パラリンピックを迎えることから、オリンピック・パラリンピックが開催される意義を踏まえ、その効果を遺漏なくスポーツ振興に資することが望まれています。

（４）国際アート・カルチャー都市の実現

平成２７年３月豊島区は、多様性を活かしたまちづくり、出会いが生まれる劇場都市、世界とつながり人々が集まるまちを基本理念とした「国際アート・カルチャー都市構想」を発表しました。安全・安心な人間優先の都市空間の整備を進め、表現の舞台として開放していくことで、世界からアート・カルチャーの魅力で人や産業を惹きつける都市づくりを進めていきます。

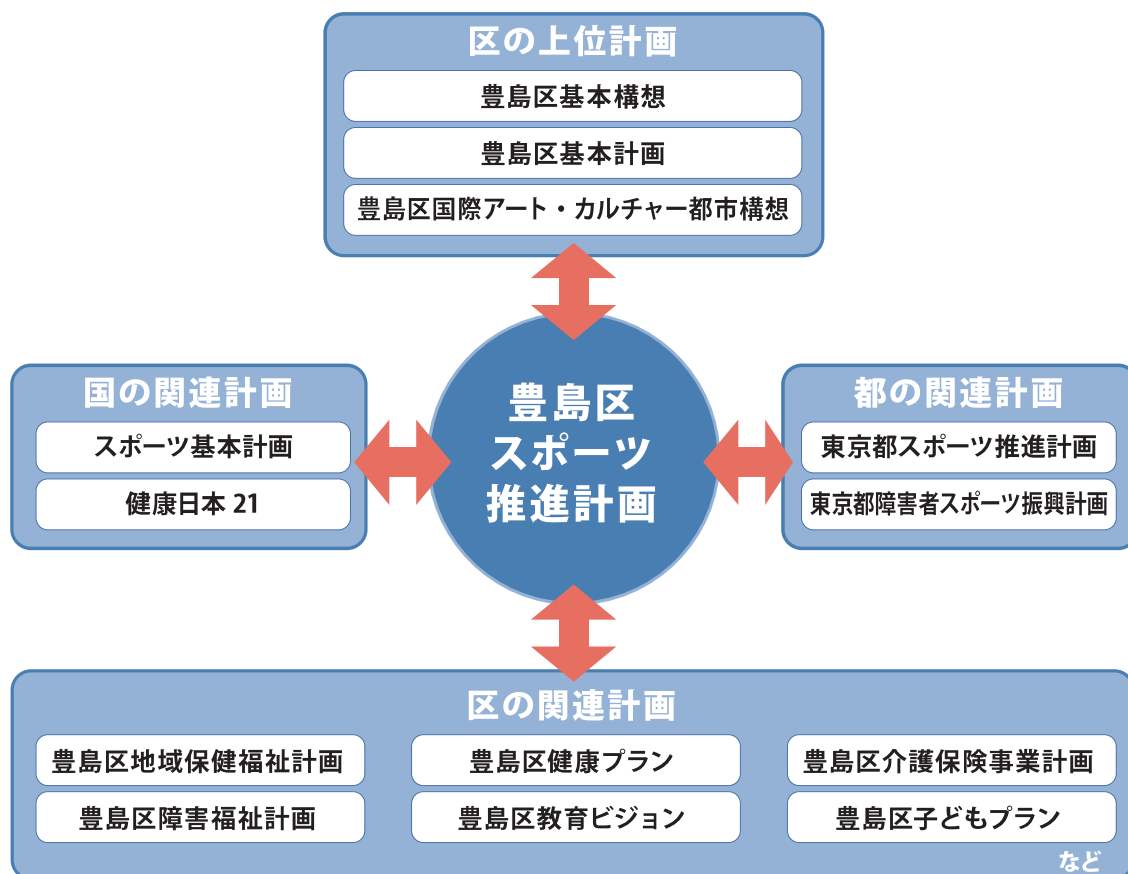
スポーツは世界共通のルールの下に、言語と文化の壁を超えて行われるものです。そのため、他国との相互理解や友好親善に大きな役割を果たすことができます。この都市像の実現に当たっては、スポーツも大きな役割を果たすことが期待されます。



3 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条並びに国の「スポーツ基本計画」や東京都の「東京都スポーツ推進計画」、「東京都障害者スポーツ振興計画」を踏まえ、本区におけるスポーツ施策を計画的に推進するため策定します。

また、区の上位計画である「豊島区基本構想」等や関連計画におけるスポーツ分野についての施策を包括的に体系化し、より具体化するものとして策定します。



4 本計画におけるスポーツの定義

本計画では、スポーツをより身近に感じて、接することができるよう、スポーツの概念を広く捉えることとします。

そのため、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康づくりのためのウォーキング、介護予防のためのトレーニングなどの他に、日常生活の中の階段の昇り降り、気分転換の行う軽い体操やレクリエーションなど、自発的に楽しむ運動をスポーツとして扱います。